# 

### 湿度や気温が高くなる時期に注意したい食中毒

これからの季節、梅雨に入り湿度が高くなります。また、梅雨が終わると夏本番を迎え気温の高い季節となります。冬場にはノロウイルスなどのウイルス性の食中毒が多く発生しますが、夏場は細菌性の食中毒が発生しやすい時期ですので注意して過ごしましょう。

### こんにちはトーカイです

日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り 誠にありがとうございます。

GWが過ぎるとあっという間に梅雨の季節が 近づいてきます。天気とともに湿度や

気温も高くなってくる季節、

食中毒にもお気をつけください。



### 食中毒の主な発生時期と原因

令和2年(1~12月)に発生した食中毒の発生原因は、約65%が細菌、 約25%がウイルスでした。このため、主な原因である細菌やウイルスによ る食中毒の防止対策をきちんとすることが重要です。

### 梅雨~夏(5~9月)

### 細菌性の食中毒

- サルモネラ
- カンピロバクター
- 腸炎ビブリオ
- 黄色ブドウ球菌
- 腸管出血性大腸菌(O157、O111 など)

### 冬(12~3月)

### ウィルス性の食中毒

- ノロウイルス
- A型肝炎ウイルス
- E 型肝炎ウイルス



### 春や秋

### 自然毒による食中毒

- キノコ
- 野草
- ふぐ など自然界に存在する天然の毒

### 通年

### 寄生虫や化学物質による食中毒

- 寄生虫:魚介類に寄生するクドアやアニサキスなど
- 化学物質:ヒスタミン、薬品(漂白剤)など

### 食中毒を予防するために

- ✓ 生の卵・肉・魚介類にさわったら、よく手を洗いましょう。
- ✓ 包丁やまな板を使うときは、生野菜などの加熱しない食品を 先に切り、生の肉や魚介類は後で切りましょう。生の肉や魚介 類に使った包丁やまな板と、調理済みの食品がふれないよう にしましょう。
- ✓ 肉や魚介類などの汁が、生で食べるものや調理済みの食品 にかからないようにしましょう。
- ▼ 肉や魚介類を冷蔵庫に保存するときは、その汁が他の食品に かからないよう容器に入れてフタやラップをしましょう。
- ✓ 卵を割ったらすぐに使いましょう。
- ✓ 生の卵・肉・魚介類など加熱が必要な食品は、中心まで十分に加熱しましょう。肉や加熱調理用ソーセージは、ピンク色の部分が見えなくなるまで火を通しましょう。魚は骨から身が簡単にはがれるまで焼きましょう。焼いた魚につまようじを刺して、色のついてない透明な汁が出てきたら、しっかり焼けているサインです。
- ✓ 生の卵・肉・魚介類に使った調理器具は、使い終わったらすぐに 洗いましょう。洗った後、熱湯をかけると消毒効果があります。
- ✓ 害虫の駆除はもちろん、ペットが食品や食器にふれないようにしましょう。

参考:農林水産省HP「食中毒から身を守るには」「食中毒をおこす細菌・ウイルス・寄生虫図鑑」

# 多治見

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!

## トーカイのご当地グルメ

### シェ・シバタ 多治見店 『焼き菓子詰合せ』

〒507-0041 岐阜県多治見市太平町5-10-3 TEL: 0572-24-3030 営業時間:10時~19時30分 定休日:火曜日

シェ・シバタさんは、1995年に多治見市にオープンした、フランスのお菓子文化や製法をベースにしたオリジナルスイーツを発信しているお店です。今回ご紹介するのは、人気の焼き菓子とクッキーがセットになった商品「コパン」です。

中でも「ヴィジタンティーヌ」は、シェ・シバタさんのスペシャリテ。良質なアーモンドと焦がしバターを使用し、芳ばしく焼き上げています。濃厚なバターとアーモンドの香りと、しっとりとした食感が味わえる一品です。

また、フィナンシェやパンドジェンヌ、クッキーにも厳選した素材を使用しており、焼き菓子はしっとり、クッキーはカリっとした食感を楽しむ事ができます。

HP https://chez-shibata.com/



左から 山田、山岸、渡辺、渡邉

多治見営業所

昨年3月に開所した、多治見市の中心地に位置する営業所です。少人数だからこそのアットホームな雰囲気で会話が弾み、毎日明るい笑い声が絶えません。

4月には新入社員も増え、より一層明るくフレッシュに対応いたします。

### スペシャリテ

多治見営業所 おススメ

スペシャリテとは、"おすすめの料理"を意味するフランス語で、シェフが最も得意とする料理を指します。

一切の妥協を許すことなく試行錯誤を重ねて生み出されるスペシャリテは、お店の「顔」とも言える究極の逸品。シェフの想いやこだわりを感じながら食べる料理はまた格別です。

### 読者プレゼント 20織

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から 抽選で20名様にプレゼント。 \*#U<u 裏面をご覧くださ

# 2022年介護保険制度改正

# 『排泄予測支援機器』が特定福祉用具販売に追加

2022年3月23日に官報にて介護保険法の改正が告示され『排泄予測支援機器』が特定福祉用具販売に追加されることが正式に決定し、3月31日には厚 生労働省より介護保険最新情報Vol.1059「「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正について」が通達されました。

### 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

### 新設

### 第一 福祉用具

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

### (3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際 に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

### 介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について

### 1 給付対象について

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、 トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の 予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

### 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要 介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日厚生省告示第91号)別表第 一の調査票のうち、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1.介助されていない」、「4.全 介助」の者については、利用が想定しにくい。

### 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれ かの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能を確認すること。

- (1)介護認定審査における主治医の意見書
- (2)サービス担当者会議等における医師の所見
- (3)介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4)個別に取得した医師の診断書等

### 4 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業 者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売すること。

- (1)利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2)装着することが可能か。
- (3)居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か

なお、居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間(排尿を促すタイミン グ)は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めると ともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売 後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

### \_ 利用が想定しにくい状態とは?

留意事項通知の2で規定している者については、一般的に使用が想定しにくい 者を記しているが、十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立 した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。

### 常時失禁の状態で、おむつの交換時期等を把握するための給付は可能?

排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付 対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。

### \_ 医学的な所見の確認のタイミングは?

居宅要介護者等の膀胱機能について、留意事項通知3の(1)から(4)のいずれか の方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者 等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。

### 、, 利用者が市町村に提出する書類は?

- 必要事項が記載された申請書
- 領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその 他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面
- ●医学的な所見が分かる書類

また、試用状況等の確認に際して、特定福祉用具販売 事業所等が整理した確認調書のような書類(※)につい て、市町村は必要に応じて利用者に対して提出等を求 めていただきたい。なお、申請書や特定福祉用具販売 計画等に確認調書と同様のことを記載することにつ いても考えられる。



※確認調書のような書類イメージ(介護保険最新情報Vol.1059より)

### 5 市町村への給付申請

利用者は、③に掲げるいずれかの書面を介護保険法施行規則第71条第1項及び第90条第1項に掲げる申請書に添付しなければならない。

また、市町村は、利用者の状態や介助体制、試用状況を確認する必要がある場合、利用者、特定福祉用具販売事業者、介護支援専門員、主治医等に対して事実関係の聴取を実 施すること。

### 6 介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明す るとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも<mark>特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関す</mark> る積極的な情報収集に努めること。

参考:介護保険最新情報Vol.1059『「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正について』

### トーカイ通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2022年5月31日(火)

プレゼントの合い言葉[2205]

トーカイ通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「焼き菓子詰合せ」を合計 20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしてい

ホームページに掲載の「トーカイ通信2022年5月号」からご応募することができます。

【送付先】

株式トーカイ トーカイ通信プレゼント





■アクセス方法 (株)トーカイホームページトップ画面 ⇒ 介護用品レンタル⇒ 2022年5月号

■URL https://www.tokai-corp.com/silver/(ホームページの一番下にあります)

●発行・編集/株式会社トーカイ シルバー事業本部 営業推進部 〒500-8828 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16秒 (電話)058-377-2986 (FAX)058-263-0151